

- 1 日時 : 令和2年10月20日(火)14時から16時40分まで
- 2 場所 : 高知県立公文書館 2階 研修室
- 3 出席者 : (委員) 山岡会長、福島副会長、依田委員、菊池委員、渡部委員  
(事務局(法務文書課)) 小谷補佐、川崎主事  
(公文書館) 森下館長、武田次長、熊谷チーフ、北川主任、三宮主幹、  
今村主査、宮本専門員、安岡専門員、宮脇専門員、  
上出会計年度任用職員  
(実施機関)  
教育委員会事務局 : 教育政策課職員1名  
選挙管理委員会事務局 : 同事務局職員1名  
労働委員会事務局 : 同事務局職員2名  
収用委員会事務局 : 同事務局職員2名

#### 4 議事概要

- ・ 公文書館長からの「条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した施行日前公文書の公文書館への移管及び廃棄」に係る諮問について、まず、公文書館から選別結果について、一次選別と二次選別の結果が違うものや選別会議で議論となったものを中心に説明した。
- ・ 委員会運営要領第8条第4項に基づき歴史公文書該当性の確認をした依田委員及び渡部委員の報告を受け、審議の結果、諮問のあった施行日前公文書(収用委員会、選挙管理委員会、教育委員会、労働委員会及び知事部局)のうち一部のファイルについて歴史公文書等該当(移管が適当)及び歴史公文書等非該当(廃棄が適当)とし、これら以外のファイルについて諮問どおり移管及び廃棄することについて適当と認める旨の答申を行うこととした。
- ・ 答申には、「電子データの取扱い、紙の公文書と電子データとの関係性、行政資料として扱っている公文書及び県のホームページで公開している電子データについて、重要な資料が適切に保存されるよう、その取扱いを検討することを求める」との附帯意見を附すこととした。

#### 5 諮問に関する主な意見

- ・ 労働委員会の創設記念行事に係るファイルは、高知県の労働委員会の記念に残る様々な資料(1,000回記念行事等)が綴られているため、移管が適当と判断した。
- ・ 高知県公文書管理規程及び同令に基づく歴史公文書選別マニュアルの文書例で、職員の人事に関する文書は移管としているが、全ての人事関係書類を全て移管にするとかなりの膨大な量になるため、公文書館の収蔵量にもよるが、今後ははっきりとした基準で移管を受け入れた方がよい。
- ・ 電子データの安全性が懸念されることから、「電子データがあるから文書を廃棄してもよい」とするのは不安である。

- ・ 「行政資料として排架している」や「ホームページで公表している」から「移管ではなくてよい」ということが選別の理由になっていることがあるが、行政資料で閲覧室に置いていたらいずれなくなってしまうし、ホームページに載っていたとしても、いずれホームページから削除されるということを考えると、公文書館は移管されて永久保存の義務があるので、そこで初めて将来の国民とか県民に説明責任を果たせることを考えると、「行政資料で閲覧室に置いているから」や「ホームページで公表しているから」という理由で、移管ではなく廃棄でいいと判断するということはやめた方がよい。
- ・ 出先機関における日誌類（点検日誌、管理日誌、業務日誌、警備日誌等）は、地元の動きや業務の動きが書かれていれば必要と考えられ、天気とか気温とか、それに付随したようなものしか書いてなければ不要かと考えられるので、確認した方がよい。

## 6 その他

- ・ 第3回公文書管理委員会を令和3年2月25日（木）午後2時から開催することとした。
- ・ 県の機構改革により文書情報課が法務文書課となったことに伴い、公文書管理委員会運営要領第10条第2項中「総務部文書情報課長」を「総務部法務文書課長」に改正した。
- ・ 今回の議事録について、事務局の方で議事録を整理した後で第2回（11月24日開催予定）において最終確認をすることとした。